

証如書状研究序説

北 西 弘

はじめに

本願寺教団の封建革命は、第十代証如の時代に成し遂げられた。その意味で証如は、日本史上看過できない人物の一人といえよう。

このような証如の立場をうかがう史料として、従来『天文御日記』や『私心記』が重視されてきた。しかし、それとともに重要と思われるものに証如書状があるが、その研究は十分はたされてきたとはいえない。

証如が発給した書状のまとまったものとしては、龍谷大學所蔵の『証如上人書札案』がある。それには、門跡、公卿、武家等に発給した一〇六八通の証如書状が収録されている。しかしこれには宗内に発給された文書が収められて

おらず、また、天文五年以前の書状はみられない。したがって今後なお、証如書状の探索は必要で、そのための努力ではないし、たとえ熟知されているものであっても、その内容や背景を完全に読みとることは、きわめて困難である。とくに秘密性を要する戦国時代の書状であるから、よほど慎重にとりあつかわないと、大きな誤りを犯すことになり、発給年時を誤れば、全く反対の史料として用いられかねない。証如書状の研究はこうした危険をおそれ、ためらったために遅滞したとさえみられる。

当稿では、私の蒐集した若干の証如書状や裏書をとりあげ、その内容を検討するが、そのねらいは、書状の発給年時を考える場合、重要な視点の一つになる花押の書方の変

化を明白にすることにある。しかもこの書方の変化は、たんに年齢の推移によるものではなく、証如をめぐる歴史的環境や、思想的変化によると思われるので、そのこともあわせて指摘したい。

今後、このような基礎的研究が、多くの人によって進められ、証如ならびに十六世紀の本願寺教団の位置付けが、正当になされることを願っている。

一 山内惣中あて証如書状

まず最初に紹介する証如書状は、石川県鳳至郡能都町武連の光明寺（真宗大谷派）に現存する山内惣中あて書状である。これは『能都町史』の編纂にあたって発見したものである。

タテ一三・八cm、ヨコ五六・七cmで、卷子に仕立ててある。本文は左の如くである。

山内惣中へ 証如

態染一筆候 爰本之

様躰 先以静之様ニ候

然といへとも 無由断候

仍其山中之儀 いよゝゝ

静謐之事 肝要候

図版Web非公開

図版Web非公開

(石川県能都町 光明寺蔵)

めつらしから寿候へとも
安心之事 雑行雑
修をふりすてゝ 一心ニ
阿弥陀仏を頼申ハ
御たすけ有遍幾
事 更ニ疑有間敷候

其上ニ申称名ハ 皆

仏恩報謝の念仏にて候

さためて 近年ハ可

有無沙汰阿ひた 如此

申下候 夢々 法儀大様ニ

候ハ、能ちに者必後悔

乃ミにて有へ具候者

能々心得られ候べく候

あなかしこ〜

九月十日 証如(花押)

山内惣中へ

3 (北西)

この書状について、安政六年末七月、光明寺第十四代雅亮が、集会所月番衆中であてて提出した『由緒書』(光明寺蔵)に紹介している。若干の誤読はあるが、そのうち「山内惣中」を「山田惣中」と改ざんしているのは、完全な誤読か、それとも故意か、明白でない。光明寺の在所武連が、山田郷に属するところから、不用意に「山田惣中」としたのかもしれない。ただ、この書状が、「右之御書干今おき 月々十日御講を取結び 拝読仕候」とあるように、

安政六年以前にすでに能登に流伝されていたことは注意しなければならない。

では、加賀山内惣中であてたこの書状は、いったい、いつ頃発給されたものか、また、いつごろどのような機縁で能登に流れたのであろうか。その背後に重要な教団情況が秘められていると思われるから、考えてみよう。

二 書状の発給年時

この書状が発給された年時については、なお検討を要するが、後述するようにその花押から、まず天文二年から四年までの間と推定する。本文に、「爰本之様躰 先以静之様」といい「然といへとも 無由断候」というが、これは天文二年六月、細川晴元との和平が成立しながら(『夷隆公記』)、なお、気をゆるめることの出来なかった天文二、三、四年頃の情況を語るものであろう。しかもこの期間に証如は、加賀大小一揆を推進してきた下間頼秀・頼盛を疎んじ、天文四年九月十四日、この二人を石山本願寺から追放、退去させた(『天文御日記』、『私心記』)。書状の中で証如が、とくに山内惣中の静謐を望んでいるのは、下間兄弟失脚にともない、山内が動揺することを恐れたためであろう。本願寺の名において加賀に下向し、小一揆を成敗した下間兄弟

が、なお数年に達しない内に、逆に破門されるという、いわば本願寺の政策転換が、加賀門徒、とくに山内衆にどのような衝撃を与えるかを案じ、そのことに対処する意図をもった書状と考えてよいであろう。したがって九月十日付のこの証如書状は、下間兄弟が本願寺を退出する直前の、天文四年九月十日に発給されたものと考えてよいと思う。

後述するが、花押下部の空穴^{メド}が、享祿年間の右上りの角から、ややくずれ、右あがりではあるが若干まるみをおびていること、その上の空穴をかこむ画数がなお単純化されていないことによつての判断である。しかもこの書状を天文四年とし、それが下間兄弟の失脚と関係があると考えるところによつて、はじめてこの書状の能登流伝の理由があきらかになると思う。

以下、その間の事情について指摘しよう。

三 書状の受給者

この証如書状の能登流伝について、私はかつて『能都町史』第三巻所収「能都町の寺院資料」（昭和五七年四月）の中で、

私は、きわめて大胆ではあるが、松岡寺兼堯か、その

系統のものが、能登に搬入したのではないかと考えている。兼堯は武蔵善福寺に住して、大小一揆の被害をまぬがれた人物であるが、後、山内に入り、当時山内庄若原に住した荒川興行寺の兼英（蓮恵）と関係をもった。珠洲市大坊の正福寺系譜によると、この兼堯は能登に入国したが、正福寺第七世慶秀がこの兼堯にあたるという。

しかも兼堯は能登に入ってから兄松岡寺兼相（＝実慶、享祿四年十一月十八日自害）の子兼利（顕慶）、その子兼秀（空観）を後見し、松波に松岡寺を再建したという。

この荒川興行寺と松岡寺・願得寺・専光寺等小一揆方との関係をたどって行くときに、この書状の能登伝来の事情は、急速に明るくなると思うが、今は別稿にゆずりたい。

と指摘した。本稿がその別稿にあたること申すまでもない。

この書状の能登流伝を考える前にまず検討の必要なことは、山内惣中あてのこの書状を、だれが受給し保管したかということである。

当然、惣中の中心であった山内右京進が考えられるが、大小一揆にあたって三ヶ寺方（小一揆方）と対立し、三ヶ

寺方の国衆と長嶺で戦った『白山宮莊嚴講中記録』右京進一派は、協力関係にあった大一揆の立役者下間頼秀・頼盛兄弟が追放されたいま、表だった行動はとれなかったと思う。したがって、右京進を受給者とするにはためらいを感じる。

では、この証如書状を受けとったのは、いったいだれであったのだろうか。私は、大小一揆勃発以前に、越前荒川から山内の若原に移住した玄真系の興行寺か、あるいは大小一揆の後、武藏国阿佐市善福寺を退寺し『大合一流系図』、山内に入り、興行寺蓮恵(兼英)の女阿加賀と結婚した松岡寺兼堯ではないかと考える。松岡寺兼堯と山内の関係、興行寺と松岡寺、興行寺と清沢願得寺、専光寺の関係については、すでに千葉乗隆博士還暦記念会刊『日本の社会と宗教』の中の拙稿「梅原本龍寺蔵実悟書状について」においてくわしく論述したからここに再言しないが、大小一揆後、政策転換した証如が、交渉の対象にしたのは山内ではこれら小一揆方の人々であった。

惣中にあてた証如書状が、その地域の大坊主の手によって保管されたのは、実はこの書状だけではない。それは天文七年四月二日付で、山内惣中にあてた証如書状——下田長門誅伐に関する書状——が、金沢市専光寺に蔵されていることによってもわかろう。また、天文六年四月二十三日、

金津庄中へあてた証如書状が、金津庄高松の真証寺に保管され、若松働の件について、天文六年八月二十三日石川郡中にあてた証如書状が、福井県の明厳寺に保管されていることも問題になろう。それらが、後刻その寺に転入された根跡がない以上、惣中、郡中と大坊主分の関係は以上のように理解しなければならないと思う。

山内にいったん居をしめ、興行寺と関係をもった松岡寺兼堯は、やがて能登に転進し、石川県珠洲市大坊の正福寺に入り、同寺の第七世をつぎ、能登にのがれていた兼利(顕慶)を後見し、松波(内浦町)に松岡寺を再建した。正福寺と興行寺、正福寺と専光寺の関係については、拙稿「梅原本龍寺蔵実悟書状について」で、くわしく指摘したから参照してほしい。

ところでこの証如書状の能登流伝を考える場合、まず解決の糸口になるのは、小木法融寺と武連光明寺の寺伝である。

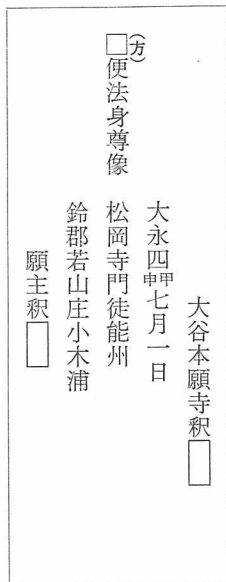
四 書状の能登流伝

光明寺蔵『由緒書』に左の記事がある。

石山御立退き被為在 紀州鷲森ニ被為在候御 加州山
 田光教寺正順義 童名光玉五拾老才之時 天正八年於雜
 賀寺号賜妙楽寺其子慶順与申者其後能登国江罷下 拙寺
 ニ止宿有之候処 了慶実子無御座候ニ付 右教順を後住
 職ニ仕度候ニ付其旨奉伺候処 幸ひの事与被為思召 御
 聞届之旨御家老中より御書付被下置罷在候 (以下略)

この史料でいう光教寺正順、慶順についてはかつて「光
 教寺兼順(頭誓)後嗣考」(『大谷学報』五八一三)ならびに
 『内浦町史』第一巻資料編でくわしく考証したが、光明寺
 が法融寺と同じい寺伝を有することは注目すべきことであ
 る。私見の如く光教寺頭誓には子息がなく、法融寺、光明
 寺伝にいう頭誓が大町専修寺の頭誓を指すとするなら、専
 修寺頭誓の子興豫は、山田光教寺頭誓らとともに破門され、
 天文十九年にいたって勘気が解かれているから、法融寺、
 光明寺ともに小一揆方の系譜を引くものとみてよいであら
 う。両寺が松岡寺兼堯と何らかの関係をもちたとするなら、
 この事実が有力な根拠になったと考えねばならない。その
 ことをさらに裏付ける史料として注意したいのは、法融寺
 に現存する左の方便法身像の裏書である。(この裏書は、
 法融寺蔵法宝物の中で、小木の地名がでる最古のもので、

貴重な史料といつてよい。裏書の寸法は、タテ五六・五cm、
 ヨコ二六・五cm)。



大永四年七月といえ、六十七才の宗主実如が没する四
 ヶ月前である。大小一揆が勃発する数年前に、すでに小木
 浦が松岡寺門徒であったことを示すこの史料の存在は重要
 である。

証如書状が松岡寺兼堯の手によって能登に搬入されたと
 いう史料はもとよりない。しかし右のような情況から、兼
 堯もしくは松岡寺門徒の手によって、あるいはまた、専修
 寺系の人の手によって搬入されたかと想定してよいと思う。
 いずれにせよこの書状が、小一揆方を構成した人々の手に
 よって搬入されたことはまちがいないといえよう。なお、
 龍谷大学図書館に蔵される『三門徒法脈』に、大町専修
 寺の什宝物が多く能登に流れている事実を記し、次の如く
 いている。

一、又能州富木恵光寺安置ノ祖師ノ真影 蓮如上人御裏御判干レ今タシカナリ 且又此御影ニ下間按察使ノ添状有テ越前大町専修寺安置ノ祖師ノ真影タル事明白ナリ 蓮如上人御寿影は能州鹿嶋郡熊木蓮浄寺安置之

一、泥ノ十字ハ同国田岸浄光寺安レ之

一、泥ノ九字ハ同国富木本光寺安レ之

一、蓮師御筆ノ安心決定鈔ハ同国穴水ノ法性寺置之

一、同御筆持名鈔ニ卷同国輪嶋長徳寺安レ之共ニ皆越前専修寺住物ノ事歴然也

(中略)

一、専修寺退転ノ事時ノ住持不行跡故 領主羽柴藤五郎ヨリ頽破セシムトナリ 什物等能州へ売ニ往キケルトナリ 帰国ノトキ加州ノ敷地ニテ山賊ノタメニ死ストナリ

右に記される什物の多くが、現在能登に存在するから、

この記事は信頼してよい。はじめ私は、光明寺蔵証如書状もその一つとして能登に流れたのではないかと考えたが、そのためには当然、山内惣中あてのこの書状が専修寺の手に移る過程が明らかにならねばならない。しかしその可能性はいかであるうか。私が先に「専修寺系の人の手によって」といったのは、荒川興行寺永存の子に蓮慶がいるが、

もしその子の専修寺頭誓が、法融寺や広栄寺、光明寺のい光教寺頭誓であったとするなら、この専修寺頭誓の系譜につながる人によって搬入される可能性があるからであった。問題は残るが、今後の課題としておきたい。

五 享禄四・五年の証如花押

享禄五年四月一日、証如が下付した方便法身像の裏書が、富山県東砺波郡上平村の石川家に蔵されていた。内容は左の如くである。

大谷本願寺積証如(花押)
 享禄五年_{庚辰}四月一日
 方便法身尊像 越中国利波郡五ヶ山内
 上梨田向村
 願主 積明善

この裏書は現在、上平村漆谷の新田重信氏が保管しているが、尊像の本紙は、タテ四一・五cm、ヨコ一九cmの在家用のものである。裏書は、タテ三六cm、ヨコ一一cmで、本紙裏上部に横にはり付けてある。

軸の乗損はなはだしく、裏書の左右上下に、裏打ち半紙を重貼し、現在は、

「享禄五年庚申四月一日、越中国利波郡五ヶ山内」の部分しかみられない。しかし、裏打ち紙を透かしてみると、年月日の右に、わずかに「本願寺釈証如（花押）」の筆跡を見ることが出来る。しかもその花押は、善徳寺文書（次頁写本）や諦聴寺文書のそれと同じく、下部の空穴は四角張って、円形でない。それと同じく、享禄五年二月十五日に下付された本尊裏書が、赤穂市中広の永応寺に蔵されている。在家用の本尊で、石



(小松市 本蓮寺蔵)

川家旧蔵のものと同類であるが、証如花押も同じく四角張って、円形になっていない。

ところで、享禄五年以前の証如の花押として注目されるのは、享禄四年後五月二十八日付の、堺市源光寺に蔵される親鸞絵伝の裏書と、享禄四年八月二十二日付の、小松市本蓮寺に蔵される証如書状である。本蓮寺蔵の書状は、大小一揆にあたって証如を支援した本蓮寺への感状である。

タテ一八cm、ヨコ四四cmで、文面に

態企一翰候 仍連々

無疎略之儀勿論候

殊更今度者一段忠

節之由聞候 誠以悦

入候 猶筑前可申候

恐々謹言

八月廿二日 証如（花押）

本蓮寺御房

とある。この書状の発給は、享禄五年と理解できないこともないが、空穴下部が右上りの角張りで、源光寺蔵の享禄四年の絵伝裏書きの花押と全く同一のものである。諦聴

寺蔵の享禄四年十月五日の証如書状の花押が、ほとんど横長の四角で、右上りになっていないから、享禄四年の花押の下部空穴が、すべて右上りのものだけとはいえない。しかしこの書状は享禄四年の大小一揆にあたって忠節をつくした本蓮寺を賞したものと見る方が、より妥当と思われる、いまはそのように考えておく。

では、証如花押の下部の空穴が、四角から丸に変化するのには、いったいいつごろで、変更の理由は何であったのだろうか。

六 証如花押の形態変化

証如花押の形態を考える場合、『考信録』巻二にある

「歴世宗主ノ華押押音ハ来ノ字ニテ証如師以降カ即チ法諱ノ如ノ字ニ接シテ従如来生ノ義ナリト云フ説アリ」という記事は注意してよからう。

古来、如来を、如より来生するものとしているが、それにあやかる意が十分あったのであろう。本願寺列代の花押がすべて、法諱の「如」に「来」を付してくずしたものか、どうか、問題もあるが、証如の場合「如」と「来」を組み合わせたとみてほばあやまりではあるまい。

ところで証如の花押の変化を指摘するために、私がとり

あげた史料は、発給年時の確認できるもの四十三点と、年月の明確でないもの約五十点である。わずかそれだけの史料で花押の形態変化を指摘するのは暴挙にひとしく、心もとない気もするが、今日まで、たとえ年月のあるものでもそれをふせ、花押だけで判断して、妙安寺蔵書状以外、大きな誤りをおかさなかった。それがはたして正しいかどうか、この発表を契機に多くの方の御指導を待って、さらに研究を深めたいと思う。

ところで私の依拠した史料は、繁を避けその所蔵者は略するが、おおよ

図版Web非公開

図版Web非公開

(金沢市 専光寺藏・天文七年)

そ次の如くである。

- 享祿四年 六点 (書状二、裏書四)
 - 享祿五年 二点 (裏書二)
 - 天文元年 一点 (書状一、)
 - 天文三年 二点 (書状一、裏書一)
 - 天文四年 五点 (書状四、裏書二)
 - 天文五年 六点 (書状三、裏書二、法名一)
 - 天文六年 五点 (書状三、裏書一、法名二)
 - 天文七年 六点 (書状二、裏書四)
 - 天文八年 一点 (書状一)
 - 天文十年 一点 (法名一)
 - 天文十一年 一点 (裏書一)
 - 天文十五年 一点 (法名一)
 - 天文十六年 一点 (裏書一)
 - 天文十八年 一点 (書状一)
 - 天文十九年 一点 (書状一)
 - 天文二十一年 一点 (銘文一)
 - 天文二十二年 二点 (法名二)
- 以上 四十三点 (書状十九、銘文一、裏書十七、法名六)

これらによって花押の形態変化をいうと、享祿四年から天文三年にいたる間の花押の下部空穴は四角に近く、中間の空穴は二つである。しかも享祿四年の花押は、堺市源光寺の親鸞絵伝の裏書や上坂中道場あての裏書、さらに小松市本蓮寺蔵の証如書状の花押の如く、右上りの四角が多い。しかし、すべてが右上りとはかぎらず、諦聴寺蔵書状の如く、横長の四角のものもある。ただし諦聴寺書状は、享祿四年十月五日付で、右上りの四角の空穴のものはいずれもそれ以前のものであることは注意しなければならない。享祿五年(天文元年)から天文三年にいたる間の花押の下部空穴は、諦聴寺書状と同じくほぼ横長の四角になっている。もっとも、天文二年の史料をもっていないから、若干の不安を感じるが、おそらく横長四角、中間空穴二つのものがあったらうと推定している。

天文三年までの花押に比し、天文五年の花押は、下部空穴に若干の角がみられるものの楕円形に変化し、彦根市明照寺蔵書状や石川県能都町光明寺蔵書状の如く若干右上りの楕円空穴で中間空穴二つのものと、大垣市順行寺の法名にみられるように正楕円形で中間空穴が一つになったものが混在する。注意すべきは、天文五年順行寺の法名にみられるような中間空穴一つの形態が、以後証如の晩年までつ

づくということである。しかも、天文五年の順行寺法名にみられるような花押の書式は、妙安寺蔵書状をのぞいて、他はほとんどそれと同じい。天文十一年以降になると、下部空穴は楕円よりむしろまるく変化し、明朝体花押に一步近づき感が強い。

図版Web非公開

(群馬県 妙安寺蔵)

わずかな史料によって、このように証如花押の変化を図式化することは、多くの方々には不安と疑心を与えるかもしれない。しかし過去三十年に近い証如花押への関心と、史料蒐集によって得た一応の結論は右の如くである。大方の叱正を心から待つ

ている。

では、先にこうした花押の形態変化は、証如をめぐる環境の変化、それに対応する思想的変化と強く関わっているといったが、それはいかなる根拠によっていうのであろうか。項をあらためて指摘したい。その前に、特異な例として、前橋妙安寺藏証如書状にふれておきたい。

七 常陸国坊主衆中あて証如書状

群馬県前橋妙安寺に左のような証如書状が藏されている。

幸便悦一筆申下候仍爰元之躰

先無替儀候可心安候就其諸国門下

中法儀うすく候て勝事候今生へ一旦

の事後生の一大事ニ過たる事有

間敷候雖不珍候一念ニ阿弥陀仏を頼

たてまつる計にて浅間敷凡夫之極楽

之往生をとけ候事難有事候弥仏

法世間共ニ各細々談合肝要ニ候又遠国

之事ニ候へハ自此方申下なとく候ても何

事も卒爾ニ不可有許容候諸事用之

事候者則使くたし候へく候此方へ用

之事をハ丹後方へ可被申上候筑前方へハ

無用にて候此趣門徒中へも可有演説

候 恐々謹言

二月十三日

証如(花押)

常陸国

坊主衆中

この書状がいつごろ発給されたかを考える場合重要なことは、文中に「此方へ用之事をハ丹後方へ可被申上候筑前方へハ無用にて候」とあることであろう。ここにいう筑前とは、下間頼玄の子頼秀で、丹後とは下間頼慶（『頼玄の弟』の子光頼である。享祿の錯乱と呼ばれる大小一揆に、本願寺勢の中心となって働いた下間頼秀・頼盛兄弟は、先述の如く証如から追放され、天文四年九月十四日寺中を退出した『私心記』。その後、浅井、木沢、尼子等の諸氏から助命の交渉があったが、証如は「彼奴原共緩怠狼藉不能言語候」といい許さなかった『天文御日記』六年十二月十四日の条。天文六年五月九日証如は、下間兄弟が加賀に下った場合、これを生害させよと加賀四郡に書状を発給している。かつて辻善之助氏は「兄弟殊に頼盛の御暇は証如が世評を

憚って出したのであって、元来証如の本意でなかったのでは「あらう」(『日本仏教史』中世篇之五)と推定されているが、兄弟の追放理由が大小一揆後の本願寺政策の変転にあったことは、すでに指摘したとおりで、辻氏のいわれるようなあまいものではなかった(拙著『一向一揆の研究』)。天文七年三月二十日、頼秀は殺され、翌八年七月二十一日、頼盛も殺された(『天文御日記』)。したがって妙安寺蔵のこの書状は、天文四年九月十四日より、天文七年三月の間に発給されたものであることは申すまでもない。

では、その間のいったい何時とみてよいのであろうか。『証如上人書札案』に、天文七年六月十四日付(同十九日出之)とある)で、証如が尼子民部少輔に発給した書状案文が収められている。それには、「去年申候筑前兄弟事不可有御許容由承候喜悅之至候」とある。これによれば証如は、天文六年、筑前兄弟について尼子氏へ、おそらく兄弟追放の儀を申し伝えたとと思われる。『天文御日記』六年十二月十四日の条によると、証如は尼子氏に返書し、尼子氏が下間兄弟の赦免に努力することを止めるよう申しいている。おそらく六年の早い時期(五月ごろか)に証如は尼子氏に兄弟追放の儀を伝え、尼子はそれによって兄弟赦免の斡施をしようとしたのであろう。先述の如く六年五月

九日、証如は加賀四郡へ、下間兄弟の生害を命じているから、それと相前後する尼子氏への伝達とみてよいであろう。妙安寺のこの証如書状は「筑前方へハ無用にて候」とあり、その文面は、生害指令の文面ほど緊迫感を感じられない。

図版Web非公開

(大垣市 順行寺蔵)

もちろん加賀四郡への指令は、下間兄弟が加賀に下るといふ噂によるもので、尼子氏の場合は情況が異るといえないこともないが、妙安寺書状はその前と考えるのが常識的ではなからうかとすればこの妙安寺蔵書状は、天文六年

二月十三日の発給とみてよいか、それとも天文五年にまでさかのぼってよいのだろうか。この問題を考える場合、妙安寺蔵証如書状にしろとされている証如の花押は、判断の重要な基準になると思われる。

妙安寺蔵証如書状の花押は、下部の空穴は円に近く、楕円形の空穴が多い天文五年から十年にかけての花押の中では特異である。しかも中間の空穴は一つに簡略化され、ほぼ天文五年以降のものと考えてよいであろう。

花押下部の空穴については、たとえば

① 天文五年四月二日下付法名 (大垣市順行寺蔵)

② 天文六年四月二日下付法名 (阿岸本誓寺蔵)

③ 天文六年四月二十三日付金津庄中あて証如書状

(石川県真証寺蔵)

④ 天文六年八月二十三日付石川郡中あて証如書状

(福井県明厳寺蔵)

⑤ 天文七年四月二日付山内惣中あて証如書状

(石川県専光寺蔵)

⑥ 天文七年十二月八日付証如請取御書 (富山県瑞願寺蔵)

⑦ 天文八年正月二十六日付方便法身像裏書

(大阪市恵光寺蔵)

⑧ 天文十年四月九日付下付法名

(愛知県勝鬘寺蔵)

管見にふれた以上八点の花押は、いずれもその下部の空穴は楕円形で、妙安寺蔵書状のように円にはなっていない。私の蒐集した証如の花押による限り、下部空穴が円になるのは天文十一年を過ぎてからである。しかし、妙安寺蔵証如書状はうたがうことの出来ぬものであるから、楕円形の空穴のみでなく、ときには、きわめてまれではあるが、下部空穴のまるいものがあったことを認めなければならない。しかし決定的に多かったのは楕円形の空穴であったといつてよいであろう。

ところで妙安寺蔵証如書状の発給年時であるが、私は天文五年よりも天文六年の発給と考えるほうがよいと思う。丹後光頼は、天文四年九月下間筑前兄弟が石山本願寺を退去してから、証如にあつく遇されるようになるが、その活動は天文五年末より次第に活発になった。しかし当時なお筑前らは地方門徒との関係を放棄しておらず、少なからず権力を行使していた。『天文御日記』六年二月十三日の条にある左の記事は、そのことをうかがう史料となるし、証如が妙安寺蔵書状を発給しなければならなかった情況をも示唆するようである。

◇播州円光寺 以上野申事にハ 門徒之儀被召上候迷惑

にて候 先年以丹後被相返候由被仰出候 雖然筑^前申事
にハ 我々取次候事候間 我等不申候者 不可立帰由^事
□とて候 此方申事にハ一向不知事候 内々彼門徒衆筑
前取あげ候など聞及候ツ 又以丹後返候と申出たる事も
候はず候 对丹後してハ 風聞の様体語候 祐欽門徒ハ
不可如前々と申出候

◇円光寺門徒之儀申出候 忝由候て 三種三荷もちて来
候

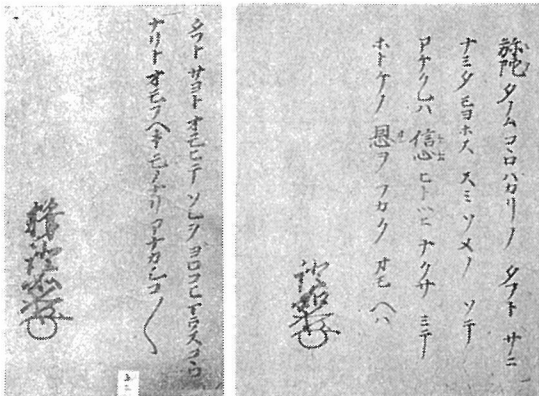
こうして、本寺退去後もなお地方門徒を支配しようとする筑前らの行動は、証如をいたく刺激したようである。筑前らの手が関東にのびることを懸念して証如は、播州問題を契機に、天文六年二月十三日、常陸国坊主衆中にあるこの書状を発給したとみて、あやまりではあるまい。

八 御文版本の証如花押

証如花押が天文五年から十一年にかけて、下部空穴の楕円形のものが多かったということに付随して、御文の天文版について言及しておきたい。

証如の時代に、御文がはじめて開版されたことは、今日

公認されている。しかしそれがいつ開版されたかについては、根本史料がない。従来、『紫雲殿由縁記』や『祖門旧事紀』、その他法海の『御文玄義』など後世の文献によって刊行年時が推定されてきた。当然そのことにふれてよい証如の『天文御日記』や、実従の『私心記』に、その事実が記されていないことは、不思議という他ない。このような根本史料に、御文の開版が記されていないのは、その版本がはじめ加藤源左衛門の所有に帰し、天文二十年ごろ村井庄兵衛に引き取られ、本願寺納所へ判代三百銅ずつ納めて売物にされた(『紫雲殿由縁記』『祖門旧事紀』)という事情によるかとも考えられるが、さだかではない。



(大谷大学図書館蔵)

近世の文献は多く御文の開版を天文六年と伝えるが、それでよいのであろうか。

現存する証如版御文には証如の御名と花押が付されているが、図の如く花押の下部空穴が楕円のものと、まるみをおびたものがある。楕円のものの御名は「証如」とあり、まるみをおびたものには「釈証如」とある。これは証如時代に版が重ねられたことを示すものであろう。いずれにせよ下部空穴に楕円のものがあるということは、開版を天文六年として矛盾のないことを示すものであろう。顕証寺の由緒記を引用して法海の『御文玄義』が

証如上人の時天文年中に興正寺より西国処々へ新刻して御文を授けられたことあり、夫をば蓮淳御聞なされ仰らるゝには、御文は是迄御代筆を以て御判を添て御門末へ御授なされたことなれども 向後は御開板なされ、御判を添へ御門末へ御与へなされて然るべきの由 蓮淳より御申上の処 証如上人御許容あらせられ天文六年二月 二日御法事の砌 其御披露あらせられ 夫より御印刻御文を御門末の望に任せて授与し給ふとある 此説は信ずべきこととみへる

といっている。証如花押の中間の空穴が一つになるのは、

天文五年四月二日下付の大垣市順行寺蔵法名によつてうかがわれるから、空穴一つの証如版花押も、天文六年のものとして矛盾をきたさない。

ところで最近、金沢市専光寺文書の調査にあたって、図に示したように、下部空穴に若干のカドをおび、中間空穴の二つある花押をもった証如証判御文をみることができた。墨筆

袋綴でタテ二五・二cm、ヨコ二〇・七cm、四十二葉から成る書写御文である。その構成については後日別稿で紹介するが、証如の署名花押は注意して

図版Web非公開

(金沢市 専光寺蔵証如証判御文)

よい。花押は、享祿四年六月二十六日、上坂中道場の裏書、小松市本蓮寺蔵の享祿四年八月二十二日付書状とほぼ同一で、署名は前者と似ている。もちろん本文は右筆のものであろうが、署名花押は証如の自筆で享祿四年の書写と考えてはばあやまりとはいえないであろう。十六才の証如の筆として銘記しておくべきかと思う。

なお『祖門旧事紀』巻二に、

天文二年九月二十日明俊坊守慈光院蓮榮金宝寺鶴 堀法名発起

ニテ八十通五帖一部判本望申冥加志白米五斛錢十貫文進

上ス次上似言印本自天文六年始未合天文二年有斯事

とあり、天文二年金宝寺蓮榮の発起で御文が上梓されたとある。これは同じく『紫雲殿由縁記』にも記されているが、はたして天文二年御文は版に付されたのであろうか。天文二年といえは証如の花押は下部の空穴は四角で、中間の空穴が二つの特色あるものである。残念ながらそのような花押をもった版本をみたことがない。しばらく課題にしておこう。

九 証如花押変化の意味

拙著『一向一揆の研究』に対し金龍静氏は「史学雑誌」第九一編第一〇号で、懇切な書評を加えられた。心から感

謝している。しかしその中で(北西)「氏の図式は、文明長享一揆から漸次下っていく過程で形成されたものでなく、大小一揆の分析から先験的に抽出されたものである。それ以前・以後の一揆も、自説の補強に有用な限りで取扱う」といい、史料論の欠如を指摘している。これは私にとって、少なからぬ衝撃であった。史料論の欠如とは、歴史学徒にとって致命的な批判で、まさに私の学問的生命が問われたことになろう。

拙著はいわれるように大小一揆を中心課題とし、その歴史の意味を明白にしようとしたものである。そのため、大小一揆前後の史実の中から、大小一揆を理解するために必要な事項をとりあげたことは事実である。しかしそのために、不都合な事実をことさらネグレクトし、都合のよい史料のみを抽出したとは考えていない。氏は、私が一門の主導した大永元年、二年の一揆を記述しないのは、小一揆＝平和的な図式がくずれるからだといっている。小一揆方最終平和的とみようとするとそのようなはからいを、残念ながら私はもっていない。一門の行動は時代によって変遷するので、大永一揆以前における一門の行動を述べたからといって、大小一揆時代の一門の立場がくずされることにはならない。そのような批判こそ、私見に対する図式的な理

解によるものではなからうか。氏はまた、「本願寺は中間
 介在者の排除策をとったのか」と疑い、「常識的に考えて、
 坊主衆を排除した教団とは、あまりに不自然でなからうか、
 氏が巻末に紹介される裏書集の記載傾向からも『日記』の
 本末手次関係の相論例からも、証如時代に、排除の方向性
 はうかがえない。」といい、私見を批判している。坊主衆
 を完全に排除して、教団が成りたないことは当然で、私
 のいう排除とは、大小一揆においては、三ヶ寺と坊主衆の
 保守的関係の排除を意味する。坊主衆の存在を基本的にネ
 グレクトしたとは決していない。三ヶ寺と坊主衆の
 関係の排除によって、直参制の出現がみられたことはいう
 までもない。

ところで当稿は、金龍氏の批判にこたえることを目的と
 しない。それについては別稿にゆずり、ただ、享禄・天文
 の錯乱と、証如花押の変化が、どのような関連をもつもの
 か考えてみたい。証如花押の形態変化が、大小一揆ならば
 にその後の情況変化と関わるというなら、花押の変化はそ
 のまま、史料の意味をもっているといつてよいであろう。

享禄四年勃発した大小一揆で、十六才の証如は、外祖父
 蓮淳の後見によって加賀の一家衆三ヶ寺を成敗した。翌天

文元年八月二十四日、山科本願寺が六角定頼、法華宗徒ら
 によって焼かれるが、この戦いに、下間頼秀・頼盛と対立
 する他の下間一派が六角らにくみしたことは既に指摘した
 とおりである(『一向一揆の研究』)。天文二年七月、宗祖御影
 を石山の坊舎に移し、石山本願寺が発足するが、同四年四
 月、蓮淳父子が本願寺に帰参してから、証如の宗内外に対
 する政策はいちじるしく転換した。大小一揆で活躍した下
 間頼秀・頼盛の追放、天文五年十一月の六角定頼との和睦
 など、めまぐるしい変化は、その間の事情を物語るもので
 あらう。とくに六角との和睦にあたっては、六角の申し入
 れによって、江州門徒の追放をあえて断行している。大小
 一揆以来年月をおかず、百八十度の政策転換を行なったの
 である。

このような転換に即するように、証如の花押は、享禄四
 年の下部空穴の右上り角、横長の四角から、天文五年ほぼ
 楕円形に変化し、中間の空穴も二つから一つに簡略化され、
 花押全体が洗練されてくる。

証如花押について私は、享禄四年以前の例は知らない。
 享禄四年証如は十六才であるが、すでに足利義満は応安五
 年十一月二十二日、満十五才で、同じく義尚は文明十一年
 十一月二十二日十六才で、それぞれ御判始の式をしている

から、十六才に達した証如が花押を有していても不思議ではない。しかしその御判始の式がいつであったのか、残念ながらさだかではない。

ところで、証如の花押の形態変化は、たんにその時々々の気分の変化によるものではなく、年代により一定のルールをもって変化するのは、意識して変えられたことを示すものであろう。

では、証如の意識の変化は、いったい何によって生じたのであろうか。花押の形態変化は証如にかぎらず多くの人にみられるが、その理由は、従来、地位の変化、旧式から脱却しようとする意識の変化、さらに近衛前久のように、政権の変化にともない、新しい為政者の花押に順応したと思われる変化、時代の様式風潮によっての変化等々かずかずあげられてきた。四角から楕円へ、さらに円へ変化した証如の場合は、証如ならびに本願寺の社会的地位の変化、本願寺自身の政策変化、証如の年令、経験のふかまり、等々が考えられよう。本願寺の命運をかけた大小一揆と、爾後処置、さらに、諸家との和睦、極官昇進という身辺の変化が、花押の変化をもたらしたとみてよいと思う。下部空穴の円への変化は、先述したように明朝体へのあゆみよりを示すものではあるが、それ以上に、教団、社会に対する

証如の自信のほどを物語るものかと考える。

むすび

当稿において私は、証如書状や、証如が下付した裏書、法名のうちから若干をえらんで紹介し、とくに花押の形態変化を指摘してきた。私は以前に、証如を後見した外祖父蓮淳（顯証寺・光応寺）の花押の変化を指摘したが（拙著『一向一揆の研究』）、そのときにも注意したように、花押はその人の環境や心情を語る重要な史料の一つとなろう。

蓮淳の場合——もちろん蓮如の場合もそうであるが——年令の推移による花押の変化がみられたが、三十九才で没する証如の場合、花押の変化は若い間の変化で、蓮如や蓮淳と同一に論じられない。しかも証如の場合は、すでに指摘したように享祿四年から天文五年にかけて、短期間にめまぐるしく変化した。これは年令よりも心情、環境の変化が大きく作用した証拠とみてよいであろう。

証如の立場については、とくに大小一揆をめぐる論争がくりかえされてきた。しかしその研究は緒についたばかりといっても過言ではない。金龍氏の指摘をまつまでもなく、今後、証如をめぐる史料の再吟味が必要になろう。しかしその史料のうち最も重要と思われる証如書状の蒐集は

完全でなく、たとえ蒐集した書状でも、年号を付した書状はすくない。本文内容から発給年号を推定することは当然であるが、花押による判断も必要となろう。しかもその花押が心情を反映しているというなら、証如花押の研究意義はいよいよたかめられることになろう。

証如花押に言及する論文は、おそらくこの拙稿が最初

ではないかと思う。しかしきわめて抽象的な指摘におわり、啓蒙に堕した感がつよい。いまはひたすら、これを契機にして、多くの論議と、とくに花押と心情に関わる緻密な研究が出現することを願っている。

(本学教授 日本仏教史学)